主

原判決中被告人Aに関する部分を破棄する。

被告人を懲役五月に処する。

押収中のわいせつ写真五〇組三九九枚(静岡地方裁判所浜松支部昭和四四年押第七六号の四)、茶封筒入り七組五六枚(同押号の五)、一組一〇枚(同押号の六)、八枚(同押号の七)、四組三二枚(同押号の八)、三六組二八八枚(同押号の一〇)、一組六枚(同押号の一一)、焦茶色ボストンバツクー個(同押号の九)を没収する。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人鈴木俊二の控訴趣意書に記載されたとおりであるからこれを引用する。 所論は、量刑不当の主張であつて、本件所持は青少年を対象とする販売を目的としたものではなく、これにより何等の利得もしなかつたのであるから原判決の科刑は不当に重いというのである。

よつて、まず職権により調査すると、原判決は被告人の判示第二及び第三の各わ いせつ図画販売目的所持の所為を併合罪として処断しているが、記録によると、被 告人の所持した本件わいせつ写真は、被告人が原審相被告人Bから、販売の目的を もつて一括して買い受けた約九四〇枚の一部であつて、そのうち約四百枚を原判示 の日に販売の目的をもつてCほか二名とともに、D高速道路Eサービスエリア構内 において携帯(原判示第三の事実)する一方残余の三九九枚を同様の目的をもつて 同日原判示被告人の自宅に蔵置(原判示第二の事実)していたものであることが認 められる。ところで刑法第一七五条前段にいわゆる「販売」とは不特定又は多数の 者に対して反復の意思をもつて有償譲渡することをいい、その日時、場所、相手方売却の態様を異にする場合も、これが単一の意思に出でその日時において近接する ときはこれを包括的に観察して一罪を構成するものと解するのが相当であることに かんがみ、同条後段にいわゆる、販売の目的をもつてする〈要旨〉「所持」について も、これと同趣旨に解すべく、すなわち右所持とは、販売の目的をもつてこれを事 実上の支配〈/要旨〉下におくことをいい、事実上の支配関係が、その日時、場所、態 様を異にするときも単一の意思に出でその日時において近接する限りこれを包括 罪をなすものと解するのが相当であるから、前示事実関係の下における被告人の本件わいせつ写真所持の所為は、単一の意思に出で包括一罪をなすものと解すべきで ある。されば原判決がこれを併合罪として処断したのは法令の適用を誤つた違法が この誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決中被告人に 関する部分は、破棄を免れない。

よつて本件控訴は、被告人の控訴趣意に対する判断をまつまでもなく、その理由 あるに帰するから、刑事訴訟法第三九七条、第三八〇条によつて原判決を破棄し、 同法第四〇〇条任書により、被告事件について更に判決する

(裁判長判事 遠藤吉彦 判事 青柳文雄 判事 菅間英男)